| 会議の名称 | 令和3年第5回本庄市農業委員会総会 |
|-------|--|
| 開催日時 | 午後2時から 令和3年4月26日(月)午後3時まで |
| 開催場所 | 本庄市役所 大会議室 |
| 出・欠席者 | 別紙のとおり |
| 議事日程 | 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 (1)第26号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2)第27号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用配分計画(案)について(通年) (3)第28号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年) (4)第29号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間) (5)第30号議案 農地法第4条の規定による許可申請について(6)第31号議案 農地法第5条の規定による計可申請について(7)報告第15号 農地法第3条の3の規定による届出について(7)報告第16号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について(9)報告第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(9)報告第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(10)報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について 5 事務局連絡事項 6 閉会 |
| 配付資料 | 1 令和3年第5回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和3年第5回本庄市農業委員会総会議案 3 事務局連絡事項 |

主管課

農業委員会事務局

議 事 録

| 会議の経過 | |
|--------|---|
| 発言者 | 発 言 内 容 |
| 事務局長 | それでは、定刻となりましたので、これより総会を始めさせていただきます。 |
| | お手元にお配りしております議事日程に従いまして進めさせていただきます。 |
| | まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。 |
| 細野会長代理 | こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいだたき誠にありがとうございま |
| | す。それでは、ただ今から令和3年第5回本庄市農業委員会総会を開会いたし |
| | ます。よろしくお願いいたします。 |
| 事務局長 | ありがとうございました。 |
| | 次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたし |
| | ます。 |
| 田端会長 | 皆さまこんにちは。東京都では緊急事態宣言が昨日から発令し、埼玉県でも |
| | 感染者が 200 人超と増えており大変心配な状況です。2 月から新体制となった |
| | わけですが今はこのような状況でなかなか人と人との付き合いができず、皆 |
| | さんの顔もなかなか覚えられずにいるところです。さて、今日の議案を見ます |
| | と、利用権設定の内容が大変増えています。これは、野菜の話ですが昨年度に |
| | 利用権を設定した人に対して、高収益作物次期策交付金が交付されたことが |
| | 要因だと思います。交付された人は有効に使ってください。また、早くコロナ |
| | の状況が落ち着いて、農地中間管理機構と連携し、委員の皆さんと一緒に農地 |
| | の有効化を開始できればと思っています。それでは、本日も慎重審議をお願い |
| | いたしまして、開会のあいさつに代えさせていただきます。 |
| 事務局長 | ありがとうございました。 |
| | 本日、農業委員の塩原茂夫委員、永尾委員、推進委員の福島正紹委員より欠 |
| | 席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。 |
| | 次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第2 |
| | 7条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くこ |
| | とができない」と規定されております。本日の総会は、在任農業委員19名中 |
| | 17名の出席となっておりますので、総会が成立し、在任農地利用最適化推進 |
| | 委員24名中23名の出席となっておりますことをご報告いたします。 |
| | これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定によ |

| | n 田地会長に詳長さい節いいたしませ、トフレノン節いいたしませ |
|------------|-------------------------------------|
| 举 臣 | り、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。私から指名させて |
| | いだくことに、ご異議ありませんか。 |
| | (異議なし、の声あり) |
| | それでは、本日は7番福田武久委員及び8番立石勝義委員に議事録署名委員 |
| | をお願いいたします。 |
| | また、会議書記は、事務局の高群補佐を指名いたします。 |
| | 次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに |
| | 採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案6件及び報告4件 |
| | であります。 |
| | まず、第26号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程 |
| | いたします。事務局より説明願います。 |
| 事務局長 | 第26号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。 |
| | 第26号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げ |
| | ます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請に |
| | ついて処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容です |
| | が、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるも |
| | のでございます。本日提出、会長。 |
| | 申請内容については、議案書2ページをご覧ください。申請件数は、3件と |
| | なります。その内訳は、贈与による所有権移転2件及び売買による所有権移転 |
| | 1件でございます。 |
| | 次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法 |
| | 第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率利用 |
| | 要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業 |
| | 常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市 |
| | では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周 |
| | 辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっておりまして、農地の受け手が |
| | これらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。 |
| 議長 | それでは、整理番号1から整理番号3までを、順番に事務局から説明、地区 |
| | 担当委員から報告をいただきました後に、一括でご質疑いただき、その後、一 |
| | 括審議とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、整 |
| | 理番号1について、事務局より説明を求めます。 |
| 事務局長 | 整理番号1を説明いたしますので、議案書2ページをご覧ください。申請人 |
| | の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の田1筆、面 |
| | 積は記載のとおりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとお |

| | りです。地区担当は、永尾委員でございます。なお、申請地位置図は、議案書 |
|--------|--|
| | 3ページになります。 |
| | 受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたとこ |
| | ろ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えま |
| | す。以上でございます。 |
| 議長 | 整理番号1についてですが、永尾委員は本日欠席ですので、宮部豊徳推進委 |
| | 員から報告をお願いいたします。 |
| 宮部豊徳 | 整理番号1について、永尾農業委員が欠席のため、宮部より報告させてい |
| 推進委員 | ただきます。4月22日午後5時頃、受人から聞き取りを行い、所有農地の |
| | 確認をしました。申請地の概要につきましては、議案書3ページ3-1の地 |
| | 図をご覧ください。申請事由は贈与となります。申請地は、八幡山橋の西に |
| | 位置しており、南には八高線が通っています。 |
| | つぎに、受人の状況についてですが、耕作は本人と義母の計2名にて行っ |
| | ており、本人の農業従事日数は300日です。農機具はトラクター2台、田 |
| | 植機1台、コンバイン1台、管理機1台、軽トラック1台を所有しておりま |
| | す。申請地は、玉ねぎを作付けしたいということです。 |
| | なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべて |
| | の農地が問題なく利用されておりました。周辺農地への支障の恐れもないと |
| | 判断いたします。 |
| | 以上で報告を終わらさせていただきます。皆さまの慎重審議のほど、よろ |
| | しくお願い申し上げます。 |
| 議長 | 次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。 |
| 事務局長 | 整理番号2を説明いたしますので、議案書2ページをご覧ください。申請 |
| | 人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町田端地内の田1筆、 |
| | 面積は記載のとおりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載の |
| | とおりです。地区担当は、鳥澤委員でございます。なお、申請地位置図は、 |
| | 4ページになります。 |
| | 受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたとこ |
| | ろ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えま |
| | す。以上でございます。 |
| 議長 | 整理番号2について、鳥澤委員の報告をお願いいたします。 |
| 鳥澤委員 | 14番鳥澤です。整理番号2について、報告させていただきます。4月2 |
| , | 4日午後1時頃、鈴木幹雄推進委員と受人から聞き取りを行い、所有農地の |
| | 確認をしました。申請地の概要につきましては、議案書4ページ3-2の地 |
| | 図をご覧ください。申請事由は贈与となります。申請地は、児玉地域包括支 |
| | |

援センターから西に400メートルの場所に位置しております。 つぎに、受人の状況についてですが、耕作は本人と子の計2名にて行って おり、本人の農業従事日数は300日です。農機具はトラクター2台、田植 機2台、コンバイン2台、軽トラック2台を所有しております。申請地は、 米麦を作付けしたいということです。 なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべて の農地が問題なく利用されておりました。周辺農地への支障の恐れもないと 思われます。 以上で報告を終わらせていただきます。皆さまの慎重審議のほど、よろし くお願い申し上げます。 議長 次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。 事務局長 整理番号3を説明いたしますので、議案書2ページをご覧ください。申請 人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、久々宇地内の畑1筆、面積 は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとお りです。地区担当は、福島公博委員でございます。なお、申請地位置図は、 5ページになります。 受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたとこ ろ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えま す。以上でございます。 議長 整理番号3について、福島公博委員の報告をお願いいたします 福島公博委員 4番福島です。整理番号3について、報告させていただきます。4月20 日午後3時頃、高橋推進委員と、受人から聞き取りを行い、所有農地の確認 をしました。申請地の概要につきましては、議案書5ページ3-3の地図を ご覧ください。申請事由は売買となります。申請地は、久々宇農村公園から 西に100メートルの場所に位置しております。 つぎに、受人の状況についてですが、耕作は本人と妻の計2名にて行って おり、本人の農業従事日数は200日です。農機具はトラクター1台、田植 機1台、管理機2台、耕耘機1台、軽トラック1台を所有しております。申 請地は、ブロッコリーを作付けしたいということです。なお、受人申請地及 び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用 されておりました。周辺農地への支障の恐れもないと思われます。 以上で報告を終わらせていただきます。皆さまの慎重審議のほど、よろし くお願い申し上げます。 議長 ただいまの、整理番号1から整理番号3までの説明及び報告に対しまし て、ご質疑がありましたらお願いいたします。

(なし)

それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号3までの許可申請 について、許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議ございませんので、許可といたします。

次に、第27号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用 地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説 明願います。

事務局長

第27号議案を説明いたしますので、議案書6ページをご覧ください。

第27号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。

計画内容については、議案書 7ページから 2 6ページまでをご覧ください。今回の申請件数は 9 1 件です。田 7 7筆及び畑 9 7筆の面積合計 2 5 6 , 9 0 6 mの利用権設定でございます。

次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、 農業委員会の決定を経て市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基 盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合する ことが必要でございます。

本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。

議長

ただいま事務局より説明がありましたが、福島公博委員につきましては、 利用権の設定を受ける者として本人が議事対象となっておりますので、農業 委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できません ので、一時退席をお願いいたします。また、推進委員の吉田委員、荒井委員及 び門倉委員につきましては、本人が議事対象となっておりますので、農業委員 会等に関する法律第31条第1項の規定を準用しまして、一時退席をお願いいたします。

(退席後)

第27号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいたします。

(なし)

それでは、お諮りいたします。第27号議案については、原案のとおり決定 することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議ございませんので、第27号議案については、原案のとおり決定いた しました。事務局に申し上げます。福島公博委員、吉田推進委員、荒井推進委 員、門倉推進委員の復席をお願いします。

(復席)

次に、第28号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局長

第28号議案を説明いたしますので、議案書27ページをご覧ください。

第28号議案農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)を、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。

配分計画案につきましては、議案書28ページをご覧ください。今回は、耕作者が変更となる土地のみで、田2筆及び畑2筆、面積合計で、4,425㎡でございます。設定する権利は賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおり、3名となっております。農用地利用配分計画(案)に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画(案)の内容については、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、坂爪委員につきましては、賃借権の設定等を受ける者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんの

で、退席をお願いいたします。

(退席後)

第28号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいたします。

(なし)

それでは、お諮りいたします。第28号議案については、原案のとおり計画 することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議ございませんので、第28号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。事務局に申し上げます。坂 爪委員の復席をお願いします。

(復席)

次に、第29号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間)」を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局長

第29号議案を説明いたしますので、議案書29ページをご覧ください。

第29号議案農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(期間)を、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。

配分計画案につきましては、議案書30ページをご覧ください。賃借権の設定等を受ける土地が、田1筆、面積983㎡でございます。設定する権利は、麦作期間の使用貸借となっておりまして、それらの設定を受ける者は、記載のとおりとなっております。農用地利用配分計画(案)に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画(案)の内容については、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。

議長

第29号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいたします。

(なし)

それでは、お諮りいたします。第29号議案については、原案のとおり計画

| | することに、ご異議ございませんか。 |
|--------|-------------------------------------|
| | (異議なし) |
| | ご異議ございませんので、第29号議案については、原案のとおり計画する |
| | ことに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。 |
| | 次に、第30号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程 |
| | いたします。事務局より説明願います。 |
| 事務局長 | 第30号議案を説明いたしますので、議案書31ページをご覧ください。 |
| | 第30号議案農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上 |
| | げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県 |
| | 知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し |
| | 上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙 |
| | の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。 |
| | 申請内容については、議案書32ページをご覧ください。申請件数は2件 |
| | で、転用目的は長屋住宅用地1件及び進入路用地1件です。以上でございま |
| | す。 |
| 議長 | それでは、整理番号1及び整理番号2を、順番に事務局から説明、地区担当 |
| | 委員から報告をいただきました後に、一括でご質疑いただき、その後、一括審 |
| | 議とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 |
| | それでは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。 |
| 事務局長 | 整理番号1をご説明いたしますので、議案書32ページをご覧ください。申 |
| | 請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南3丁目地内の |
| | 畑1筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、長屋住宅建設工事です。用途 |
| | 地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、田島敏包委員でございま |
| | す。 |
| | 申請地は、33ページをご覧ください。4-1については、第1種低層住居 |
| | 専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の |
| | 転用は、原則、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当 |
| | に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。 |
| | 以上でございます。 |
| 議長 | 整理番号1について、田島敏包委員の報告をお願いいたします。 |
| 田島敏包委員 | 12番田島より報告します。4月23日午前8時、宮部推進委員と共に現地 |
| | 確認を行いました。議案書33ページ、4-1の地図を参照ください。申請地 |
| | は児玉南区画整理地内、桃花木公園の東側道路を隔てた位置にあります。 |
| | 申請人は申請地を農地として除草作業をして管理を行ってまいりましたが、 |
| | 年々難しくなり他の有効な土地利用を検討の結果、アパートを建設すると聞 |
| L | |

| | いております。この地域の用途地域は第一種低層住居専用地域です。周辺は宅 |
|------|-------------------------------------|
| | 地に囲まれ、関連農地への支障はなきものと推察できます。 |
| | 以上のことから、転用許可は妥当と考えますが、委員各位のご高配をお願い |
| | 致します。以上。 |
| 議長 | 次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。 |
| 事務局長 | 整理番号2をご説明いたしますので、議案書32ページをご覧ください。申 |
| | 請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、北堀地内の田2筆、面積は |
| | 記載のとおりです。申請事由は、道路拡幅工事です。用途地域は、指定なしで |
| | す。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、立 |
| | 石委員でございます。 |
| | 申請地は、議案書34ページをご覧ください。4-2については、農用地区 |
| | 域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満で |
| | あることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に |
| | 替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成するこ |
| | とができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相 |
| | 当であるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申 |
| | 請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。 |
| | なお、当該申請地につきましては、申請人が昭和40年代初頭からトラック |
| | を駐車するために使用しており、その後、自宅の南側の道路では大型の農業機 |
| | 械での出入りが困難なため、申請地を北側から自宅までを道路として使用し |
| | ている状況でした。今般、農地法違反の是正をしたく、申請人から始末書が提 |
| | 出され、改めて農地法の許可申請に至ったとのことでございます。以上でござ |
| | います。 |
| 議長 | 整理番号2について、立石委員の報告をお願いいたします。 |
| 立石委員 | 8番立石より報告します。4月22日午後2時頃、内田推進委員と共に現地 |
| | 確認を行いました。議案書34ページ、4-2の地図をご覧ください。申請地 |
| | は本庄総合公園入口、本庄花園線の工事を行っている道路の場所です。○○○ |
| | ○○○○手前約200メートル手前に位置しています。 |
| | 申請地は農地であるにもかかわらず、長きにわたり住宅への進入路として使 |
| | 用しておりました。他の場所の5条申請のために確認したところ、この進入路 |
| | が農地法違反であることがわかりました。今回、改善のために始末書を提出し |
| | 是正を図りたいということでございます。 |
| | 皆様の慎重審議、よろしくお願いします。 |
| 議長 | ただ今の、整理番号1及び整理番号2についての説明及び報告に対しまし |
| | て、ご質疑がありましたらお願いいたします。 |

| | (なし) |
|------|---|
| | それでは、お諮りいたします。整理番号1及び整理番号2の許可申請につい |
| | て、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 |
| | (異議なし) |
| | ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 |
| | 次に、第31号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程 |
| | いたします。事務局より説明願います。 |
| 事務局長 | 第31号議案を説明いたしますので、議案書35ページをご覧ください。 |
| | 第31号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上 |
| | げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県 |
| | 知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し |
| | 上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙 |
| | の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。 |
| | 申請内容については、36ページをご覧ください。申請件数は、7件で、そ |
| | の内訳は、所有権移転5件、賃借権1件及び使用貸借権1件でございます。以 |
| | 上でございます。 |
| 議長 | それでは、整理番号1から整理番号7までを、順番に事務局から説明、地区 |
| | 担当委員からの報告をいただきました後に、一括でご質疑いただき、その後、 |
| | 一括審議とさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。 |
| | それでは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。 |
| 事務局長 | 整理番号1を説明いたしますので、議案書36ページをご覧ください。申請 |
| | 人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑2筆、面 |
| | 積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、変電所用 |
| | 地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、間正委員でございます。 |
| | 申請地は、議案書37ページをご覧ください。5-1については、農用地区 |
| | 域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10~クタール未満で |
| | あることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に |
| | 替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成するこ |
| | とができないと認められるときは許可相当になりますので、本申請は許可相 |
| | 当であるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申 |
| | 請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。 |
| 議長 | 整理番号1について、間正委員の報告をお願いいたします。 |
| 間正委員 | 整理番号1について、16番間正より報告いたします。4月22日、福田推 |
| | 進委員と現地確認をしました。議案書37ページ、5-1の地図をご覧くださ |
| | い。申請地は国道254号線沿い、赤城乳業千本さくら工場の南500メート |

| | ルほど美里町に寄ったほうに位置しています。ここの場所は、令和2年第12 |
|------|-------------------------------------|
| | 回総会にて一時転用のありました場所です。申請事由は変電所用地です。 |
| | 今回、本庄市及び美里町で多くの電力需要が見込まれ、変電所の設置が必要 |
| | になったとのことです。周辺は国道254号線による分断や宅地が建ち並び、 |
| | 農地への支障は無いことから転用にあたっては特に問題ないかと思われます。 |
| | なお、申請用地東側の住宅4軒の住民には、東京電力からあいさつが済んでい |
| | るとのことです。 |
| | 皆様の慎重審議よろしくお願いします。 |
| 議長 | 次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。 |
| 事務局長 | 整理番号2を説明いたしますので、議案書36ページをご覧ください。申請 |
| | 人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町下真下地内の畑1筆、 |
| | 面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、農作業所設 |
| | 置のための農業用施設用地です。用途地域は、指定なしです。令和3年2月5 |
| | 日付けで、農振農用地区域から農業用施設用地として用途変更されています。 |
| | 地区担当は、坂爪委員でございます。 |
| | 申請地は、議案書38ページをご覧ください。5-2については、農用地区 |
| | 域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満で |
| | あることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に |
| | 替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成するこ |
| | とができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相 |
| | 当であるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申 |
| | 請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。 |
| 議長 | 整理番号2について、坂爪委員の報告をお願いいたします。 |
| 坂爪委員 | 18番坂爪より報告します。4月21日午後1時30分、新井推進委員と共 |
| | に現地確認を行いました。議案書38ページ、5-2の地図をご覧ください。 |
| | 申請地は児玉工業団地内の遊水地内サッカーグラウンドの東側に位置してお |
| | ります。受人と渡人の関係は親子で、申請事由は農業用施設用地です。農業施 |
| | 設は、ネギ、ブロッコリーの作業場です。 |
| | 周りは宅地が多く周辺農地への影響は無いことから、転用にあたっては特に |
| | 問題ないかと思われます。 |
| | 皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。以上です。 |
| 議長 | 次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。 |
| 事務局長 | 整理番号3を説明いたしますので、議案書36ページをご覧ください。申請 |
| | 人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、北堀地内の畑1筆、面積は記 |
| | 載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地 |

| | です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域と |
|------|---|
| | なっています。地区担当は、立石委員でございます。 |
| | 申請地は、39ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農 |
| | 地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であるこ |
| | とから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて |
| | 周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することがで |
| | きないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であ |
| | るものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類 |
| | を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。 |
| 議長 | 整理番号3について、立石委員の報告をお願いいたします。 |
| 立石委員 | 8番立石より報告します。4月22日午後1時30分頃、内田推進委員と共 |
| | に現地確認を行いました。渡人は高齢のため息子さんに話を伺いました。議案 |
| | 書39ページ、5-3の地図をご覧ください。申請地は本田集落内の中心部で |
| | 周りは住宅に囲まれています。 |
| | 受人との関係は不動産業者の仲介です。息子も農業をやらないため、不動産 |
| | 業者に販売を依頼したとのことです。周辺に農地もほとんどないため、問題は |
| | ないと考えられます。 |
| | 皆様の慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。 |
| 議長 | 次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。 |
| 事務局長 | 整理番号4を説明いたしますので、議案書36ページをご覧ください。申請 |
| | 人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑2筆、面積は |
| | 記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用 |
| | 地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域 |
| | となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。 |
| | 申請地は、議案書40ページをご覧ください。5-4については、農用地区 |
| | 域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10个クタール未満で |
| | あることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に |
| | 替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成するこ |
| | とができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相 |
| | 当であるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申 |
| | 請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。 |
| 議長 | 整理番号4について、岡芹委員の報告をお願いいたします。 |
| 岡芹委員 | 9番岡芹より報告します。4月21日午前9時、門倉推進委員と現地確認を |
| | しました。議案書40ページ、5-4の地図をご覧ください。申請地は、国道 |
| | 462号線西富田歩道橋の信号交差点から西へ300メートルほどの場所に |

| | あたります。道路北側の延命寺に隣接した集落の中に位置しています。申請事 |
|------|--------------------------------------|
| | 由は自己用住宅用地です。 |
| | 申請地周辺は住宅が立ち並び、農地へ支障をきたす恐れもないことから、転 |
| | 用にあたっては特に問題ないかと思われます。 |
| | 皆様の慎重審議、よろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。 |
| 事務局長 | 整理番号5を説明いたしますので、議案書36ページをご覧ください。申請 |
| | 人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、堀田地内の畑1筆、面積は記 |
| | 載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、分家住宅用地で |
| | す。用途地域は、指定なしです。令和2年12月10日付けで、農振農用地区 |
| | 域から分家住宅用地として除外されています。地区担当は、金井委員でござい |
| | ます。 |
| | 申請地は、議案書41ページをご覧ください。5-5については、農用地区 |
| | 域から除かれているものの、農地の集団性が10~クタール以上の集団の農 |
| | 地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則 |
| | として不許可相当ではありますが、申請事由が分家住宅用地であるため、第1 |
| | 種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住 |
| | 宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は |
| | 業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当に |
| | なるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書 |
| | 類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。 |
| 議長 | 整理番号5について、金井委員の報告をお願いいたします。 |
| 金井委員 | 3番金井より報告します。4月19日午後1時30分、粂原推進委員と現地 |
| | 確認をしました。議案書41ページ、5-5の地図をご覧ください。申請地は、 |
| | 県道本庄妻沼線の南、堀田集落センターより東へ250メートルほどの場所 |
| | に位置しております。申請事由は分家住宅用地です。受人夫婦は、父親の土地 |
| | を借り受け、分家住宅として利用することとなっています。 |
| | 集落に接続した農地であり、農用地から除外されているため、転用にあたっ |
| | ては特に問題ないかと思われます。以上で報告を終わります。 |
| | 皆様の慎重審議、よろしくお願いします。 |
| 議長 | 次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。 |
| 事務局長 | 整理番号6を説明いたしますので、議案書36ページをご覧ください。申請 |
| | 人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面 |
| | 積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、児童養護 |
| | 施設用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、田 |

| | 端会長でございます。 |
|--------|--|
| | 当該案件は、本年2月開催の令和3年第3回総会において、許可相当として |
| | 議決し、埼玉県へ意見を送付したものです。その後、申請人から、土地利用の |
| | 計画を変更したい旨の申出があり、一度、申請の取り下げが行われておりまし |
| | た。そして今回、計画変更し再度申請に至ったものでございます。申請地は、 |
| | 議案書42ページをご覧ください。5-6については、第1種中高層住居専用 |
| | 地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用 |
| | は、原則、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該 |
| | 当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上 |
| | でございます。 |
| 田端会長 | 整理番号6について、私から報告いたします。4月24日午後1時30分、 |
| | 倉野内推進委員と現地確認をしました。議案書42ページ、5-6の地図をご |
| | 覧ください。申請地は、天龍寺の隣接地で、総会後に計画変更し半分だけ駐車 |
| | 場にしました。その残りを施設用地として、再度申請にあがったものです。転 |
| | 用にあたっては特に問題ないかと思われます。 |
| | 皆様の慎重審議、よろしくお願いします。 |
| 議長 | 次に、整理番号7について、事務局より説明を求めます。 |
| 事務局長 | 整理番号7を説明いたしますので、議案書36ページをご覧ください。申請 |
| | 人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑4筆、面積は記 |
| | 載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用 |
| | 地方十 用冷地样は 化宁春日 本土 和土利西州第94条第11月の北宁区村 |
| | 地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域 |
| | 地です。用途地域は、指定なしです。都市計画伝第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。 |
| | |
| | となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。 |
| | となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。 申請地は、議案書43ページをご覧ください。5-7については、農用地区 |
| | となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。 申請地は、議案書43ページをご覧ください。5-7については、農用地区 域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満で |
| | となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。 申請地は、議案書43ページをご覧ください。5-7については、農用地区 域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満で あることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に |
| | となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。 申請地は、議案書43ページをご覧ください。5-7については、農用地区 域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満で あることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に 替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成するこ |
| | となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。 申請地は、議案書43ページをご覧ください。5-7については、農用地区 域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満で あることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に 替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成するこ とができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相 |
| 議長 | となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。 申請地は、議案書43ページをご覧ください。5-7については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申 |
| 議長岡芹委員 | となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。 申請地は、議案書43ページをご覧ください。5-7については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。 |
| | となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。 申請地は、議案書43ページをご覧ください。5-7については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。整理番号7について、岡芹委員の報告をお願いいたします。 |
| | となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。 申請地は、議案書43ページをご覧ください。5-7については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。 整理番号7について、岡芹委員の報告をお願いいたします。 9番岡芹より報告します。4月21日午前9時30分、門倉推進委員と現地 |
| | となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。 申請地は、議案書43ページをご覧ください。5-7については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと考えます。以上でございます。 整理番号7について、岡芹委員の報告をお願いいたします。 9番岡芹より報告します。4月21日午前9時30分、門倉推進委員と現地確認をしました。議案書43ページ、5-7の地図をご覧ください。申請地は、 |

申請地は周囲に住宅が立ち並び、他に農地がないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。

皆様の慎重審議、よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの整理番号1から整理番号7までの説明及び報告に対しまして、ご 質疑がありましたらお願いいたします。

(なし)

それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号7までについて、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 以上で、議案審議を終了いたします。

続きまして、報告に入ります。報告につきまして、報告第15号から報告第 18号までを、順番に事務局より説明をお願いします。

事務局長

まずは、報告第15号を説明いたしますので、議案書44ページをご覧ください。報告第15号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。届出内容については、議案書45ページをご覧ください。専決処分件数は、3件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。

続きまして、報告第16号を説明いたしますので、議案書46ページをご覧ください。報告第16号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、農地法第4条第1項第8号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。

届出内容については、議案書47ページをご覧ください。専決処分件数は、 1件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。

続きまして、報告第17号を説明いたしますので、議案書48ページをご覧ください。報告第17号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、農地法第5条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。

届出内容については、議案書49ページ及び50ページをご覧ください。専

| | 決処分件数は、16件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにし |
|------|---|
| | て、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで |
| | 県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。 |
| | 続きまして、報告第18号を説明いたしますので、議案書51ページをご覧 |
| | べっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱ |
| | |
| | 地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を |
| | 受理し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するもので |
| | ございます。本日提出、会長。 |
| | 通知内容については、議案書52ページをご覧ください。賃貸借契約合意解 |
| | 約通知書の受理件数は、6件です。農地の賃貸借につき合意による解約の通知 |
| | が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行わ |
| | れた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなけれ |
| | ばならないという規定による通知でございます。以上でございます。 |
| 議長 | 報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。 |
| | 以上で、報告を終了いたします。 |
| | 皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。ここ |
| | で、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。 |
| 事務局長 | 次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。 |
| | (事務局説明) |
| | 以上をもちまして、令和3年第5回本庄市農業委員会総会を閉会いたしま |
| | す。大変、お疲れ様でございました。 |
| | (閉会) |

| 令和3年第5回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿 | | | | | | |
|--------------------------|---|--------------|-----------------------------------|------------|--------|--------|
| 開催日 | | 令和3年4月26日(月) | | | | |
| 開催場所 | | 本庄市役所 大会議室 | | | | |
| 開会時刻 | | 午後2時 | | | | |
| 閉会時刻 | | 午後3時 | | | | |
| 会 長 | | 田端 講一 | | | | |
| 会長代理 | | 細野 俊文 | | | | |
| 議席 番号 | 農業委員氏名 | 出欠状況 | 議事録 署名人 | 地区 | 推進員氏名 | 出欠状況 |
| 1 | 細野 俊文 | 出席 | | 藤田 | 条原 直樹 | 出席 |
| 2 | 関根清 | 出席 | | 仁手 | 吉田 芳昭 | 出席 |
| 3 | 金井 章夫 | 出席 | | <u> </u> | 髙橋 公仁 | 出席 |
| 4 | 福島 公博 | 出席 | | 旭 | 戸塚 毅 | 出席 |
| 5 | 塩原 廣一 | 出席 | | <i>)</i> E | 亀田 伸一郎 | 出席 |
| 6 | 塩原 茂夫 | 欠席 | | | 内田 信哉 | 出席 |
| 7 | 福田 武久 | 出席 | \circ | 北泉 | 荒井 康男 | 出席 |
| 8 | 立石 勝義 | 出席 | \circ | | 門倉 恒茂 | 出席 |
| 9 | 岡芹 喜行 | 出席 | | 児玉 | 田島 勇扇 | 出席 |
| 10 | 宮部 延一 | 出席 | | | 宮部 豊徳 | 出席 |
| 11 | 永尾 路子 | 欠席 | | 金屋 | 倉野内 浩 | 出席 |
| 12 | 田島 敏包 | 出席 | | | 鈴木 幹雄 | 出席 |
| 13 | 田端 講一 | 出席 | | | 鈴木 誠 | 出席 |
| 14 | 鳥澤 和子 | 出席 | | | 福田 光男 | 出席 |
| 15 | 鈴木 良美 | 出席 | | 秋平 | 清水 辰雄 | 出席 |
| 16 | 間正 始 | 出席 | | | 根岸 正一 | 出席 |
| 17 | 木村 文子 | 出席 | | 本泉 | 櫻井 利夫 | 出席 |
| 18 | 坂爪 裕 | 出席 | | | 木村 雅 | 出席 |
| 19 | 小賀野 昇 | 出席 | | | 新井 明夫 | 出席 |
| 本庄 | 細野 林之助 | 出席 | | 共和 | 出牛 康 | 出席 |
| | 小川 忠 | 出席 | | | 山本 道雄 | 出席 |
| 藤田 | 福島 正紹 | 欠席 | | | 11.1 | 1 1777 |
| 説明員 | | | | | | |
| 局長馬馬 | 務局長 長補佐兼庶務係長 長補佐兼農地係長 終保主査 地係主任 地係主事 | 早高高飯新小 水林 | 格子人 大 大 大 本 子 平 | | | |
| 書記 | | | | | | |
| 局長補佐兼農地係長 高群 邦人 | | | | | | |